

平成27年度予算等の執行方針について (主な項目)

1 主要施策の推進（執行方針記中 第1-1）

- ・ 「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる3つの重点戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」などにに基づき推進する施策・事業等、特に地方創生など喫緊の課題を克服するためのものに、費用対効果やスピード感を重視しながら全力で取り組む。
- ・ 地方創生については、平成26年度補正予算と一体的に、地方創生に向けた先行的な事業を数多く盛り込んだところであり、事業の執行を通じて、市町村等と意見交換を行いながら、現場からの課題を吸い上げるとともに、その課題解決に向けた方策の検討に、県庁一丸となって取り組む。

2 財政運営の健全化（執行方針記中 第1-2）

- ・ 持続可能な財政運営のためには、行財政経営指針に基づき、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る。

3 経済・雇用対策（執行方針記中 第1-3）

- ・ 公共事業等について、国の補正予算に対応するものを含め、早期に事業効果が発揮されるよう、迅速かつ計画的な執行を行い、繰越事業についても一層の早期完成に努める。また、県内業者の優先発注や県内産資材の優先使用を徹底する。
- ・ 雇用面では、女性創業者サポートセンターやふるさと岡山就職支援事業などを活用し、女性や若者をはじめとした就職支援等を行うほか、企業誘致に当たっては、引き続き、新たな産業団地の開発を行うとともに、本社機能移転・支店等新規開設に係る補助制度を創設するなどしたところであり、本県の優れた操業環境を積極的にPRするとともに、市町村と連携しながら、戦略的な誘致活動に取り組む。

4 PDCAサイクル（執行方針記中 第1-5）

- ・ 生き活きプランに掲げる指標の達成状況等を常に意識し、執行段階においても必要な改善を加えるとともに、執行の状況を踏まえて次年度の予算要求を行うなど、PDCAサイクルを意識した業務の執行に努める。

5 歳入に関する事項（執行方針記中 第2）

- ・ 財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え等の実施により、県税滞納額の縮減を図る。また、個人県民税については、平成28年度からの特別徴収全県一斉実施に向け、市町村との連携を強化することに加え、滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図るとともに、県民局においても市町村の徴収対策の支援に努める。
- ・ 債権対策室と密に連携し、弁護士による法的手段を活用するなど組織を挙げて税外滞納債権の圧縮に努める。

6 歳出に関する事項（執行方針記中 第3）

- ・ 予算執行に当たっては、不断の改革・改善に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げることが基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努める。
- ・ 内部チェック機能の強化等を通じて、適正な事務処理に努め、契約の締結に当たっては、一般競争入札を基本とし、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を積極的に取り入れる。

各 部 (局) 長
教 育 長
警 察 本 部 長
公 営 企 業 管 理 者
殿

総 務 部 長

平成 27 年度予算等の執行方針について (依命通達)

平成 27 年度予算は、「岡山県行財政経営指針」に基づき、これまでの行財政改革の成果を今後とも維持するとともに、不断の改革・改善に取り組み、財政規律を守った持続可能な財政運営を行う一方で、本県の更なる発展に向けた好循環を確実なものとするため、「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げた 3 つの重点戦略に基づくとともに、地方創生への対応も念頭に、教育再生や産業振興をはじめとする各種施策に全力で取り組み、プランの目標について目に見える形で結果を出すとともに、県民にその成果を実感してもらえようことを目指して予算を編成したところである。

また、国においては、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」をとりまとめ、平成 26 年度補正予算を編成したところであり、「経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く早く行き渡らせる」ため、迅速かつ着実に実行していくこととしている。本県においても、国の補正予算に呼応し、地域における消費喚起や地方創生に向けた先行的な事業などの経済対策を盛り込んだ平成 26 年度補正予算と平成 27 年度予算とを一体的に編成したところであり、早期に事業効果が発揮されるよう迅速かつ計画的な執行に努める必要がある。

こうした状況を踏まえ、平成 27 年度予算及び平成 26 年度補正予算の執行に当たっては、次の事項に留意のうえ、計画的かつ効果的・効率的な執行に格段の配慮をされたく、命により通知する。

記

第 1 全般的事項

1 主要施策の推進について

今年度は、「晴れの国おかやま生き生きプラン」に掲げる 3 つの重点戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心

で豊かさが実感できる地域の創造」などに基づき推進する施策・事業等、特に地方創生など喫緊の課題を克服するためのものに重点的に予算を配分したところであり、費用対効果やスピード感を重視しながら各種施策の実行に全力で取り組むこと。

また、事業を執行する上で、これまで以上に工夫を凝らし、より少ないコストで事業の効果を上げられるよう努めること。

特に、地方創生については、平成26年度補正予算と一体的に、地方創生に向けた先行的な事業を数多く盛り込んだところであり、今後の「おかやま創生総合戦略」の策定や、平成28年度以降の本格実施に向けて、事業の執行を通じて、市町村等と意見交換を行いながら、現場からの課題を吸い上げるとともに、その課題解決に向けた方策の検討に、県庁一丸となって取り組むこと。

2 財政運営の健全化について

平成27年度予算は、県税収が増となったものの、地方交付税等が減となったことや、給与改定に伴う人件費の増や社会保障・税一体改革の影響等により社会保障関係費が増となったことなどから、25億円の収支不足が生じているところである。また、平成28年度以降も毎年度数十億円規模の収支不足が見込まれており、本県財政は依然として予断を許さない状況にある。

持続可能な財政運営のためには、行財政経営指針に基づき、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、事務事業の執行に当たっては、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図ること。

3 経済・雇用対策について

経済・雇用情勢については、個人消費は、一部で改善の動きに鈍さが見られるものの、底堅く推移しており、また、雇用・所得環境は、有効求人倍率が高水準で推移しているなど、着実に改善していることから、引き続き様々な情報把握に努めるとともに、県内の市町村や経済団体等との緊密な連携を図りながら、地域経済の下支え、中長期的な産業育成対策の推進等に万全を期する観点から、特に次の点に留意すること。

(1) 公共事業等の執行については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に沿った国の平成26年度補正予算に対応するものを含め、早期に事業効果が発揮されるよう、迅速かつ計画的な執行を行い、経済情勢や地域の実情を注視しながら、機動的かつ弾力的な施行を図ること。

また、繰越事業についても、一層の早期完成に努めること。

- (2) 県内企業の製品の優先的調達を図るとともに、公共事業等の発注に当たっては、引き続き、県内業者の優先発注や、県内産資材の優先使用を徹底すること。
- (3) 単県融資制度の運用に当たっては、景気の動向等に鑑み、実情に応じたきめ細かい配慮を行い、中小企業の経営の安定化と企業活動の活性化に資するよう努めること。
- (4) 雇用面では、女性創業者サポートセンターやふるさと岡山就職支援事業などを活用し、女性や若者をはじめとした就職支援を行うほか、企業人材の確保支援、産業ニーズにマッチし働く人の状況に即した人材育成など、県内産業が必要とする人材の確保を図ること。
- (5) 企業誘致に当たっては、引き続き、新たな産業団地の開発を行うとともに、本社機能移転・支店等新規開設に係る補助制度の創設や、既存の企業誘致補助制度を拡充したところであり、本県の充実した交通網や、自然災害が少ないことなど、安全で安定性の高い優れた操業環境を積極的にPRするとともに、市町村と連携しながら、戦略的な誘致活動に取り組むこと。

4 予算の計画的執行について

- (1) 予算執行については、各部局長は財政当局と協議のうえ、早急に予算執行計画書を作成し、それぞれの計画目標に従い、事務事業の適期、適切な執行を図るよう進行管理に留意すること。特に、各部局、県民局と緊密に連携するほか、必要に応じ、市町村や関係機関等との適切な調整を行い、的確な進捗見通しに基づく進行管理に努め、速やかな事業完了に向け最大限努力すること。

また、終期を設定した事業については、定められた期限に事業を完了し、又は廃止するよう、進行管理の徹底や事業効果の達成に努めること。

なお、執行について協議することとなっている事業はもとより、社会情勢の状況変化により、問題点の生じたものについては、財政当局へ適時協議し、その適正を期すること。

- (2) 新規事業及び各種調査事業については、執行が年度後半にずれこみ、効果が半減することのないよう、特に早期執行を図り、当該事業が効果的に実施されるよう努めるとともに、それらの成果を翌年度以降の施策に十分反映させるよう配慮すること。また、耐震化工事の優先順位を決める際の前提となる耐震診断について、その趣旨を踏まえ、速やかに実施すること。
- (3) 災害復旧事業については、県民生活を考慮して、最大限円滑かつ速やかな事業執行に努めること。
- (4) 各事務事業の執行状況については厳しくチェックし、年度内に終了しない見込みのものについては適切な予算措置をとること。

5 P D C Aサイクルを意識した業務の執行について

生き活きプランに掲げる指標の達成状況等を常に意識し、執行段階においても必要な改善を加えるとともに、執行の状況を踏まえて次年度の予算要求を行うなど、P D C Aサイクルを意識した業務の執行に努めること。

6 資金対策について

国の動向にも十分留意しつつ、県税収入の確保、地方債の適期借入等に努めるとともに事業の計画的執行に十分配慮し、円滑かつ効率的な資金対策と資金運用に努めること。

7 公金の運用について

平成14年3月に策定した「岡山県公金運用方針」に基づき、公金の確実かつ有利な運用を図ること。

また、県が資金を貸し付けている外郭団体等の資金管理については、それらの団体が預金先金融機関の破綻等により損失を被ることのないよう、各団体において適切な対応が図られるよう指導を徹底すること。

第2 歳入に関する事項

1 県税収入について

県税務行政においては、納税者の信頼と税負担の公平性を確保するため、課税が適正に行われるよう努めるとともに、収入率を全国順位一桁台とする行財政経営指針の目標達成に向け、従前にも増してあらゆる対策を積極的に講じること。

特に、個人県民税については、滞納が県税全体の滞納額の大半を占めていることから、平成28年度からの特別徴収全県一斉実施に向け、市町村との連携を強化することに加え、滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図るとともに、県民局においても市町村の徴収対策の支援に努めること。

また、滞納整理に当たっては、財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立の実施により、県税の収入率の向上と滞納額の縮減を図ること。

2 地方交付税等について

地方交付税については、更なる安定財源の確保等に向けた国への提案等を行うとともに、国の動向等の情報把握に努め、その確保を図ること。

なお、臨時財政対策債については、地方交付税の代替として発行しているものであるが、近年発行が高水準で続いていることから、臨時財政対策債の縮減・解消や元利償還に係る財源の確実な措置を国に求めていくこと。

3 地方債について

地方債については、公債費の増加による財政状況の悪化を防ぐため、引き続き臨時財政対策債等を除く県債発行総額の抑制を図るとともに、安定的な資金調達を図るための調達手段の多様化及び金利変動リスクに備えるための調達年限等の多様化等に努めること。なお、退職手当債については、行財政経営指針に沿って、引き続き発行額の抑制を図ることとするが、退職手当額は今後しばらく高止まりすることから、国に対して、当面の制度延長を要望すること。

4 国庫支出金について

国庫支出金については、国の予算執行の動向を注視しつつ、必要額の確保、補助基本額の引き上げ、超過負担の解消、その他国庫補助制度の改善合理化に向けた国への提案等を行うこと。

5 税外収入について

分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入、その他の税外収入については、管理の適正化に努め、納期限内の納付を促進することで、新規の滞納発生を出来るだけ抑制するとともに、滞納案件については、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、早期催告、適切な納付指導、進捗状況管理等の徹底により、速やかな回収に努めること。特に悪質な案件については、債権対策室と密に連携し、弁護士による法的手段を活用するなど組織を挙げて着実な対策を講じ、部局毎に設定した税外滞納債権の圧縮目標の達成に努めること。

また、企業団地や遊休資産等の県有財産の売却について、最大限努力するとともに、貸付等も含めた資産の有効活用に関しても積極的に取り組むこと。さらに、ふるさと納税の推進、宝くじの売上増加、ネーミングライツや更なる広告の活用に向けた取組など、その他の歳入確保策についても、効果の高い方策を中心に意識を高く持って取り組むこと。

第3 歳出に関する事項

1 経費の節減について

これまでの行財政改革の取組の成果を維持し、持続可能な財政運営を図る趣旨を踏まえ、事務事業の執行に当たっては、不断の改革・改善に取り組む、最少の経費で最大の効果を上げることを基本に、効果や必要性を見極めながら適切な執行に努めるとともに、競争原理の徹底、事務能率の向上、事務処理の合理化を図るよう努力すること。同時に、エコ製品の活用も含め、一層の環境負荷低減に取り組むこと。

物件費（旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）については、予算枠にかかわらず、真に必要な経費に限って効率的な執行を行い、極力節減に努めること。

なお、各種イベントの開催に当たっては、費用対効果等を勘案しながら、できるだけ効率的・効果的な実施に努めること。

また、「ひとり1改善運動」による提案を含めた日常業務における職員のコスト意識の徹底や自発的取組によって経費節減を図る必要があり、こうした取組を促すこと。

2 適正な予算執行について

予算執行に当たっては、風通しの良い職場づくりに向け、平素から、担当が業務を抱え込むことのないよう、職員との意思疎通を図るとともに、業務の進行管理を徹底し、必要に応じて事務分掌の見直しを行うなど、業務の繁閑調整と効率的な執行に努めること。

また、「予算の適正な執行について」（平成22年3月30日総第897号、会第357号）を踏まえ、各職員が法令その他財務規則等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し、内部チェック機能の強化等を通じて、安易に従前の例を踏襲することなく、適正な事務処理に努めるよう留意すること。特に、契約の締結に当たっては、「岡山県入札制度等改革推進計画」（平成19年3月策定）を踏まえ、一般競争入札を基本とし、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を積極的に取り入れること。随意契約によらざるを得ない場合においても、原則として、企画競争又は公募等、競争性のある契約方式を導入するとともに、随意契約の根拠を明確にし、契約金額の妥当性についても厳しく検証するよう留意すること。

なお、適正な執行管理を図るため、次のとおり配意すること。

- (1) 主管課においては、年度当初に各所属から年間執行計画を徴し、調整した後、年間予算内示を行うとともに、内示に基づいた適時適切な予算令達を行うこと。
- (2) 主管課においては、各所属に対する的確な予算執行の指導を行うとともに執行状況を的確に把握するため、四半期ごとに進行管理を行うこと。

また、不測の事態が生じた場合における予算の移用、常時経費の活用などについては適正な事務手続により執行すること。

なお、旅費、食糧費等の執行に当たっては、適正な業務執行と綱紀の保持に十分留意し、物件費全般にわたりその管理の徹底と厳正な事務処理を図ること。

3 予算の配当について

予算の配当については、次により行うものとする。

- (1) 給与費（報酬、給料、職員手当、共済費）及び賃金については、原則として2分の1に相当する額を上半期及び下半期に配当する。
ただし、退職手当については、必要な都度、財政当局と協議する。
- (2) その他の経費については、事業内容、執行時期等を考慮して、

財政当局と協議した額を各四半期ごとに配当する。各部局においては、予算令達に当たり、時期的に偏ることなく、年間を通じて計画的な執行ができるよう配慮する。

4 補助金等の適正な執行について

補助金、委託料、出資金、貸付金については、厳正な事前審査を通じ事業内容、事業体制等事業対象としての適格性を十分検討するとともに、補助金交付団体等に対しても、効率的な執行を求める等により、事業効果を上げながらも支出の抑制を図ること。また、執行後も指導、監督を強化し、事業効果を必ず確認すること。

5 繰出金の執行について

繰出金については、特別会計の事業内容、資金需要等を勘案して、その必要額を適時繰出しすること。

6 入札残金の執行について

一件審査による査定で予算計上した工事請負費、備品購入費等の入札残金の執行は、原則認めない。

7 時間外勤務の縮減について

業務の効率的・計画的な執行に努めることとし、時間外勤務の縮減に努めること。

第4 企業会計の執行について

企業会計の予算執行については、上記の執行方針に準ずるものとするが、事業効果及び経済情勢の推移に十分留意するとともに、その運営の合理化と経営基盤の強化を図ること。

第5 基金の管理・運用について

基金については、上記第1の6の趣旨に鑑み、定められた目的に応じて一層適切かつ効率的な管理を行うとともに、一元的な運用体制により、国際的な金融情勢の動向を踏まえつつ、最も確実かつ有利な運用を図るよう努めること。

第6 その他

所管の外郭団体についても、「岡山県外郭団体の設立及び運営指導に関する指針」（平成11年5月策定）に基づき、本執行方針の趣旨を踏まえ、更なる経費の節減・効率化に努めるよう、指導の徹底を図るとともに、「外郭団体の適正な運営の確保について」（平成26年2月28日行第92号）を踏まえ、財務執行、資金運用、退職手当等の適正化について状況を把握し、適切な助言・指導を行うこと。